

現 行
<p>(営業保証金供託差し替えの届出)</p> <p>第11条 法第25条第4項(法第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届出を行った後に営業保証金の差し替えをした宅地建物取引業者は、2週間以内に営業保証金供託差し替え届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(営業保証金取戻しに関する証明書の請求)</p> <p>第13条 保証金省令第8条第1項及び第2項の規定による請求は、営業保証金取戻しに関する証明書等交付請求書(様式第6号)により行わなければならない。</p>

改 正 案
<p>(営業保証金供託差し替えの届出)</p> <p>第11条 法第25条第4項(法第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届出を行った後に営業保証金の差し替えをした宅地建物取引業者は、2週間以内に営業保証金供託差し替え届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 知事は、前項の規定による届出書の提出があった場合において、当該届出書を提出した者に対し、その差し替えをした営業保証金に係る供託物受入れの記載のある供託書の提示を求めることができる。</u></p> <p>(営業保証金取戻しに関する証明書の請求)</p> <p>第13条 保証金省令第8条第1項及び第2項の規定による請求は、営業保証金取戻しに関する証明書等交付請求書(様式第6号)により行わなければならない。</p> <p><u>2 知事は、前項の規定による請求書の提出があった場合において、当該請求書を提出した者に対し、その取戻しをしようとする営業保証金に係る供託物受入れの記載のある供託書の提示を求めることができる。</u></p>

様式第3号（第9条関係）

誓 約 書

下記の者は、民法第6条第1項の規定により宅地建物取引業を営むことを許可しており、宅地建物取引業法第18条第1項第1号に該当しないことを誓約します。

年 月 日

法定代理人

住 所

氏 名 ㊟

兵庫県知事 様

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 本 籍 地
- 4 住 所

A 4

様式第3号（第9条関係）

誓 約 書

下記の者は、民法第6条第1項の規定により宅地建物取引業を営むことを許可しており、宅地建物取引業法第18条第1項第1号に該当しないことを誓約します。

年 月 日

法定代理人

住 所

氏 名

電 話 () -

電子メール

兵庫県知事 様

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 本 籍 地
- 4 住 所

A 4

様式第4号（第11条関係）

A4

営業保証金供託差し替え届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者

免許番号（ ）第 号

免許年月日 年 月 日

事務所所在地.....

商号又は名称

氏 名.....

電話（ ） 番

宅地建物取引業法^{第25条第1項}_{第26条第1項}の規定により営業保証金を供託しておりましたところ、このたび差し替えをしましたので、宅地建物取引業に関する手続を定める規則^{第11条}の規定により別紙供託書の写しを添えて届け出ます。

様式第4号（第11条関係）

A4

営業保証金供託差し替え届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者

免許番号（ ）第 号

免許年月日 年 月 日

事務所所在地.....

商号又は名称

氏 名.....

電 話（ ） -

電子メール

宅地建物取引業法^{第25条第1項}_{第26条第1項}の規定により営業保証金を供託していましたところ、このたび差し替えをしましたので、宅地建物取引業に関する手続を定める規則^{第11条第1項}の規定により届け出ます。

様式第6号（第13条関係）

A4

営業保証金取戻しに関する証明書
等交付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者

住 所

氏 名㊞

月 日 お届けしました とおり営業保証金取戻しのため官報に 公告し、同公告 に定めた期間を経過しましたので、下記のことについて、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により証明書等の交付を請求します。

記

- 1 債権の申出書の提出がなかったときは、その旨の証明
- 2 債権の申出書の提出があったときは、当該申出書各1通及び申出に係る債権の総額に関する証明

様式第6号（第13条関係）

A4

営業保証金取戻しに関する証明書
等交付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者

住 所

氏 名

電 話 () -

電子メール

月 日に 届け出た とおり営業保証金取戻しのため官報に 公告をし、当該公告 に定めた期間を経過しましたので、下記のことについて、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により証明書等の交付を請求します。

記

- 1 債権の申出書の提出がなかったときは、その旨の証明
- 2 債権の申出書の提出があったときは、当該申出書各1通及び申出に係る債権の総額に関する証明